

## 5. 府民の声の全所属登録の実施について

### 現状の課題

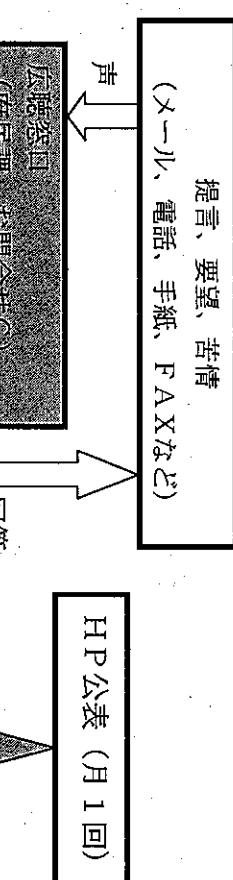
- 府民の声の登録は広聴窓口に限定されている。

- 府民の声が、業務・施策反映につながっていない。  
直ちに対応すべき案件の処理が遅くなるケースがある。

- 担当者レベルでの扱いとなつておらず、組織的な処理ができる  
いない。

- 府民のチェックがなく行政の内部処理に留まっている。

#### [現状のフロー]



### 見直しの方向性

- 登録対象を全所属に拡大

- 一律に「回答依頼」するのではなく、真に対応が必要なもの  
を選別する「フラグ立て」の仕組みを導入する。
  - ・青フラグ…業務・施策反映を検討
  - ・赤フラグ…申出者へ連絡

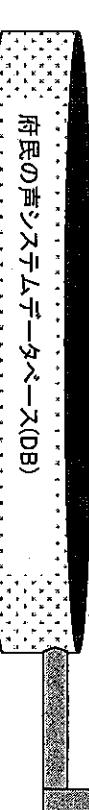
- 声と対応状況が幹部の目に触れるようにする。

- ・寄せられた声一覧を部長、次長に直接メールで送付
- ・対応状況を部長会議で報告

- 対応状況を府民が直接チェックする。

- ・対応状況を府ホームページで公表
- ・「府民モニター」を導入

#### [フローの見直し(別紙)]



## 府民の声の全所属登録に伴うフロー

第1月

受付当日

2日目

3日目～7日目

～月末

1週目

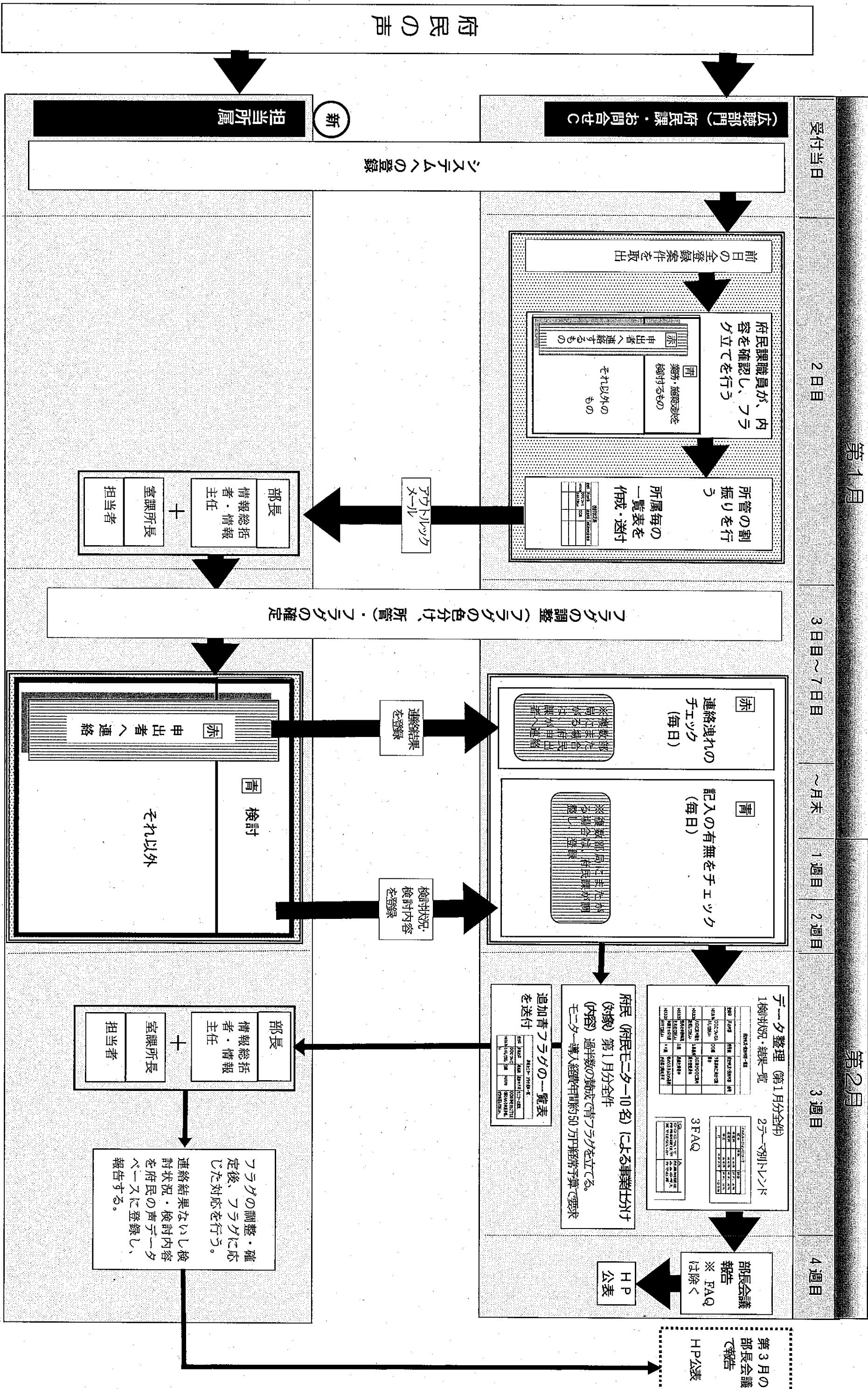
2週目

3週目

4週目

第2月

第3月の  
部長会議  
で報告  
HP公表



**アウトリンクメール送信一覧表イメージ**

**府民の声リスト(〇〇部) 登録日 ○月○日**

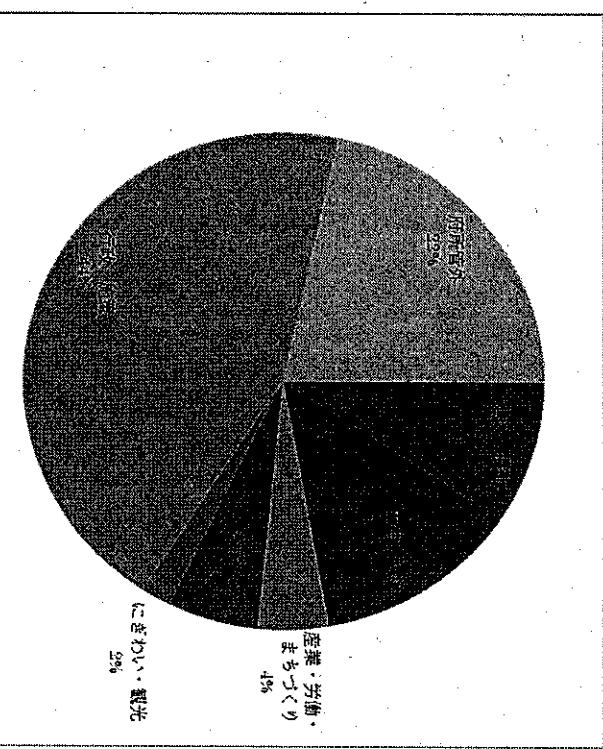
フラグ	受付年月日	府民の声			受付者	受付時回答内容	対応所管課	(関係課参考送付、報告先所管課)	備考
		府民の声番号	受付媒体	件名					
赤	〇月〇日 B0000000 0012345	メール ／電子 子申 請			〇〇部〇〇 室〇〇課〇 〇ケループ		〇〇部〇〇 室〇〇課〇		
青	〇月〇日 B0000000 0012366	提言 はが き			センター		〇〇部△課		
赤青	〇月〇日 B0000000 0012590	提言 メール			センター		〇〇部□室 △△部〇課 口課		
	〇月〇日 B0000000 0012996	電話			〇〇部〇〇セ ンター		〇〇部〇〇 センター		

※「対応」については、府民の声システム画面及び帳票は「回答」と表示されています。  
 「回答」を「対応」と読み替えて、フラグ色に応じた対応をお願いします。  
 ※申出者情報等は府民の声システムで確認してください。

# 部長会議報告・HP公表内容

## (府民の声の概要)

### (1) カテゴリー別割合



### (2) 最近寄せられた主な「府民の声」

- 多く寄せられた声
1. イルミネーションについて ○件
  2. インフルエンザ対策について ○件
  3. タバコの規制について ○件
  4. OOONについて ○件
  5. △△△について ○件

### (3) 検討状況・検討内容等一覧

部局	受付日	声の内容	所管課	検討状況・検討結果	備考
○部					
△部					
△部					
調整中					

### (4) テーマ別一覧

#### ○テーマ イルミネーションについて

##### 【ご意見の傾向】

区分	件数	割合
肯定的	※※件	※※.※%
否定的	※※件	※※.※%
中立	※※件	※※.※%
計	※※※件	100.0%

##### 【主なご意見等の内容】

- 肯定的
- 否定的
- 中立

○テーマの例 インフルエンザ対策について 受動喫煙対策について

## 府民の声システムの登録対象について

### 1. 登録対象

「府民の声」のうち、府政運営や事務事業の改善、府民ニーズの把握につながると考えられるものを登録対象とする。

#### (登録対象の分類)

- (1) 政策提言・府政に関する政策についての提言
- (2) 要望・府政運営や事務事業の個別事項に関する要望
- (3) 苦情…府の制度やサービスに対する不満で起因して何らかの対応を求める申出  
※登録対象を明確化するため、登録対象外を(1)～(7)で示し、府民から寄せられる声のうち下記の登録対象外に該当するもの以外は、登録するものとする。  
※事業実施の中で府民から府の委託業者等に対し府への要望や苦情等がなされ、委託業者等から報告を受け、府がなんらかの対応を行う必要がある場合は、登録対象とする。登録対象外の具体例は、適宜追加等を行う。

### 2. 登録の対象外(具体例の例示)

#### 【本来業務の業務処理に伴うもの】

- (1) 事業実施上の特定の関係者との交渉や指導での質疑および業務実施上の打ち合わせ【業務上のやりとりや業務打合せ】
- ①工事施工、事業実施上の関係者との事前調整、交渉過程、指導業務での意見等
  - ・工事施工、事業実施上の地元調整における特定関係者からの意見、要望
  - ・境界確定、用地交渉等の交渉過程での意見、要望
  - ・指導業務における指導過程での意見、要望

- (2) 府に対して何らかの行政上の対応を求めるものではなく、自ら行う行動に対して助言を求めるもの【専門相談】

- ①専門相談窓口における専門相談
- ・専門相談窓口があり、専門相談員が対応する専門相談
- ②行政に対して何らかの対応を求めるものではなく、相談自らが行うことへの何らかの助言を求める申出※行政に対する対応を求めるものは「要望」として取扱う。また、相談とは別に、別途苦情や要望等を申し出た場合は登録の対象とする。

- (3) 府民の声システムに記録し、情報共有することが、情報提供された内容に対しても府の適切な対応の妨げになると判断されるもの【情報共有ににじまないもの】

- ①違法行為等に関する通報・違法性が懸念される苦情等、情報を共有すると実態確認に支障ができるおそれのあるもの。
- ・事業者の違法行為に関する通報(法令に基づく事業者等規制業務に関連して府民から受付ける事業者等に関する苦情・相談で、当該法令の手続によって処理されるものを含む)
- ・建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法などの法令違反等に関する通報

#### (2)訴訟に関するもの

- ・府と訴訟により係争中のもの
- ※ただし、訴訟に至るまでになされた苦情等は登録の対象とする。
- ③行政不服審査法その他の法令に基づく審査請求や不服の申立
- ・府に対し、法令に基づく審査請求や異議申立てを行っているもの
- ※ただし、審査請求等に至るまで及び裁決後から提訴するまでになされた苦情等は登録の対象とする。

### 【登録が2重登録になるもの】

#### (4) 他の制度やシステムで記録され、府民の声システムへの置換えが困難なもの【2重登録の回避】

- ①公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録がなされるもの
- ・「公式の場」とは公開・非公開にかかわらず、法令及び条例の規定に基づいて行われる聴聞の場、委員会、審議会並びに関係者を含めての地元説明会の場等。
- ・「公開の場」とは公開で行われる説明会、討論会等、不特定多数のものが傍聴、参加が可能な会議、集会等。
- ②法令、要綱等に基づき他の業務システムで記録されるもので、府民の声システムへの置換えが困難なもの
- ・所属に寄せられた府の管理物に関する通報で建設CALLSシステムにより処理されるもの

### 【単なるやりとりに類するもの】

#### (5)周知の事項に関する相談、問合せ【周知の事項】

①行政の制度や手続き、サービスなどの周知の事項にかかる単なる問合せ

・法解釈、制度や手続きに関する問合せ

・法律事項の確認や許認可、規制に関する相談

・建設工事内容に関する問合せ、入札日時や参加資格等に関する問合せ。

・府税の賦課処分や滞納処分に関する制度の問合せや照会及び納税相談

#### (6)一般的な会話の中での感想や不満の表現にとどまるもの【一般的やりとり】

- ①個別事案の個別交渉などの場面で、府民との一般的な会話の中ではされる感想や不満の表現にとどまるもの
- ・法律等に基づく手続き等(許認可手続等)において、制度的にはどうにもならないことに関して何とかならないか等の感想や不満の表現にとどまるもの

・府税の臨戸(訪問)、聴取などにおいて、一般的な会話のなかでなされる感想や不満の表現にとどまるもの

※ただし、事後に回答する必要がある場合や府として改善策などを検討する必要のある申出内容の場合は登録の対象とする。

②相談業務などの場面で、府民との一般的な会話の中ではなされる感想や不満の表現にとどまるもの

・相談業務などにおいて相談者との一般的な会話の中ではなされる感想や不満の表現にとどまるもの

・許認可等に関する制度説明、府税に関する納税相談などにおいて、一般的な会話の中ではなされる感想や不満の表

現にとどまるもの

・電話交換業務や庁舎管理(守衛)業務などで府民等との一般的な会話の中ではなされる感想や不満の表現にとどま

るもの

・現にとどまるもの

# 市民の声の取扱いHPでの周知について



## 府政への意見

お問い合わせセンター

【府政への意見】について  
府政への意見を寄せた場合は、下記ボタンをクリック(「府政への意見」入力フォームへリンクしています)。



インターネットから「府政への意見」にご意見をお寄せいただく場合は、下記ボタンをクリック(「府政への意見」入力フォームへリンクしています)。



※システムのメンテナンス情報、操作上の注意等頂戴は、下記リンク先をご覧ください。  
<https://www3.pref.osaka.lg.jp/info/info.html>

\*入力完了後、システム上、「登録番号」が表示されますが、特にお控えいただく必要はございません。

電話

#8001 または 06-6910-8001

\*上記の電話は、府民お問い合わせセンターにつながります。  
※開設時間は、9時から18時まで(土日・祝日、年末年始休み)  
※電話等の迷惑行為のないようご注意ください。

・FAX  
06-6944-1010(専用FAX)

・FAX

〒540-8570 (住所記載不要)  
大阪府庁 郵政への意見

お問い合わせセンター

・意見をお寄せいただく場合の注意点

「府政への意見」は、府政に対するご意見をお寄せいただいたためのものです。  
知事への個別の依頼、苦情目的の提案、個人等が議論中止するもの、大阪府庁に關係の無いものなど遠慮ください。

\* 議題に対するご意見・ご要望は、こちら大阪府警察のホームページをご利用ください。  
\* 専門的なご相談は、「相談窓口業務」のページに掲載してあります各種専門相談の窓口をご利用ください。  
\* 各種お問合せお問い合わせセンターをご利用ください。

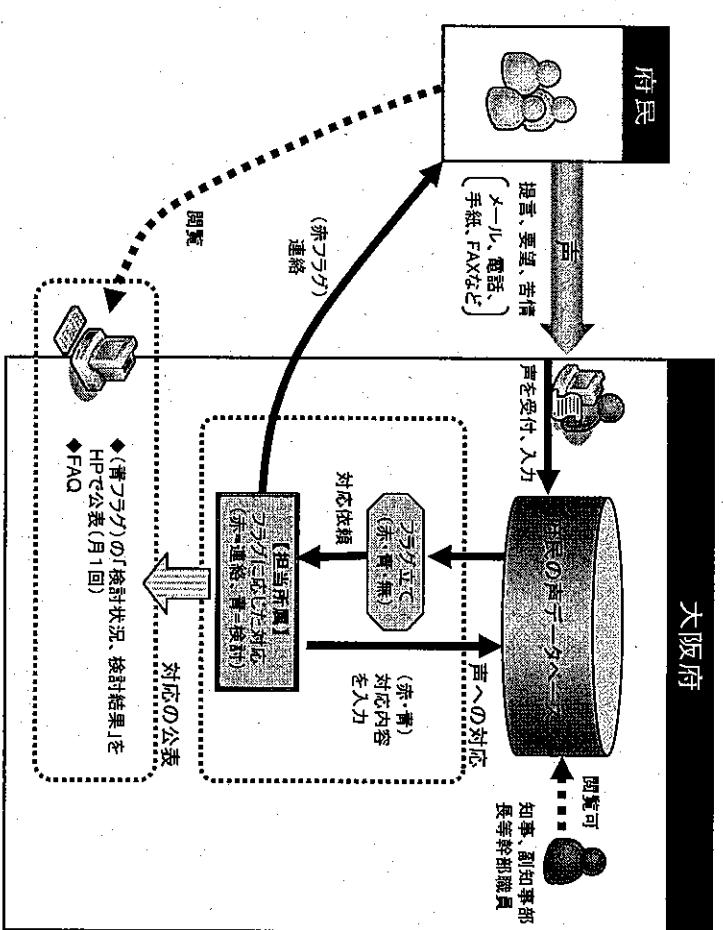
## お寄せいただいた声の取扱いについて

大阪府では、お寄せいただいた声を業務や施設反映へつなげるために、個別に回答する仕組みから、検討対象となる声を特定し、検討状況等を公表する仕組み導入します。  
なお、今後は声をお寄せいただいた皆さまへの個別の回答は原則として行いませんので、ご了承ください。

### 【事務の流れ】

府民から、大阪府へ寄せられた声(提案、要望、苦情)は、府民の声システムに全て登録し、一元管理します。府政情報室府民課で、声の内容を読みます。①お申出者様と連絡するもの(赤フラグ)、②声の内容を業務、施設反映へつなげるよう検討するもの(青フラグ)、③トレンド分析などの資料とするもの(フラグ無)に分類し、関係部署へ伝え、関係部署は、色フラグの種類に応じて対応を行います。お寄せいただいた声は、府政情報室府民課が毎月にデータ整理するとともに、検討対象(青フラグ)となた音については、検討状況、検討結果を部長会議で報告、ホームページで公表します。  
また、よく寄せられるご意見等はFAQを作成するなどし、府ホームページで公表します。

### 【フロー図】



## 府政の運営方にご意見の提出

2021年8月は、105件のご意見いただきました。ありがとうございます。

### 種別別受理件数

カテゴリー	受理件数
健康・福祉	71件
生活・環境	73件
その他	51件
合計	195件

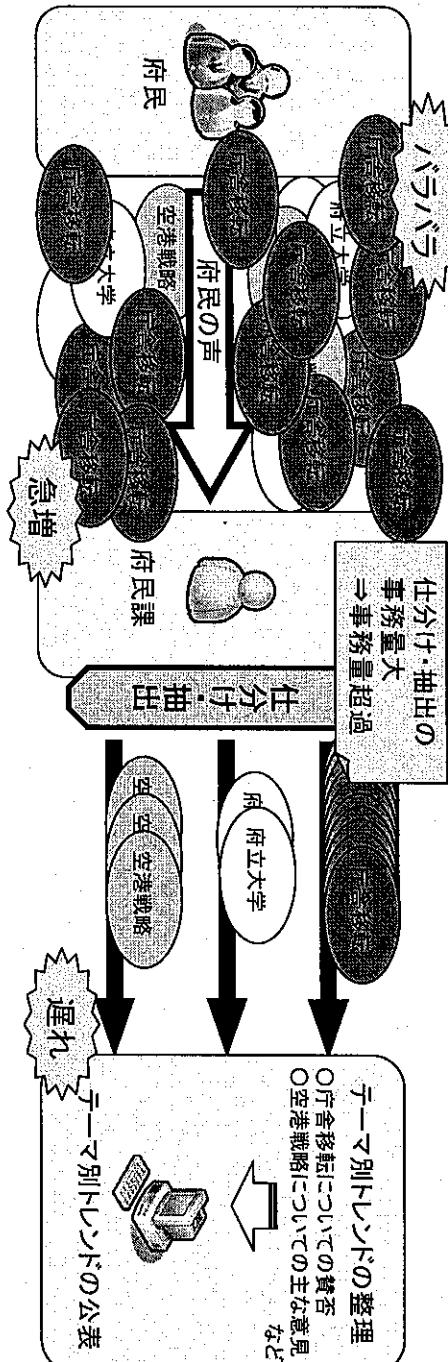
### カテゴリー別受理件数

カテゴリー	受理件数
健康・福祉	71件
生活・環境	73件
その他	51件
合計	195件

## 府民の声の全庁登録に向けたスケジュール案(平成21年11月～平成22年1月)

# 「府政への意見」のテーマ別意見収集方法について

## 寄せられる府民の声の現状



知事発言などがあると件数が急増



知事に対する女性職員の人権問題

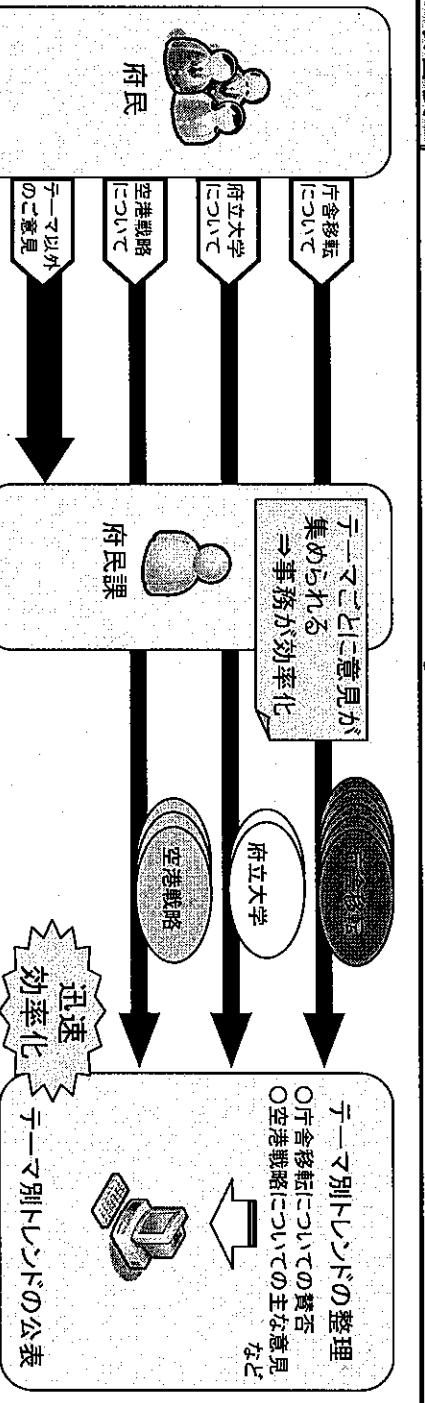
防災のしおりの回収について

など

## 【課題】

- 仕分け、抽出に多大な手間
- 知事発言などがあると、件数が急増し処理が追いつかない
- ⇒ 現状のままでは、毎月テーマ別トレンド整理をするのは困難

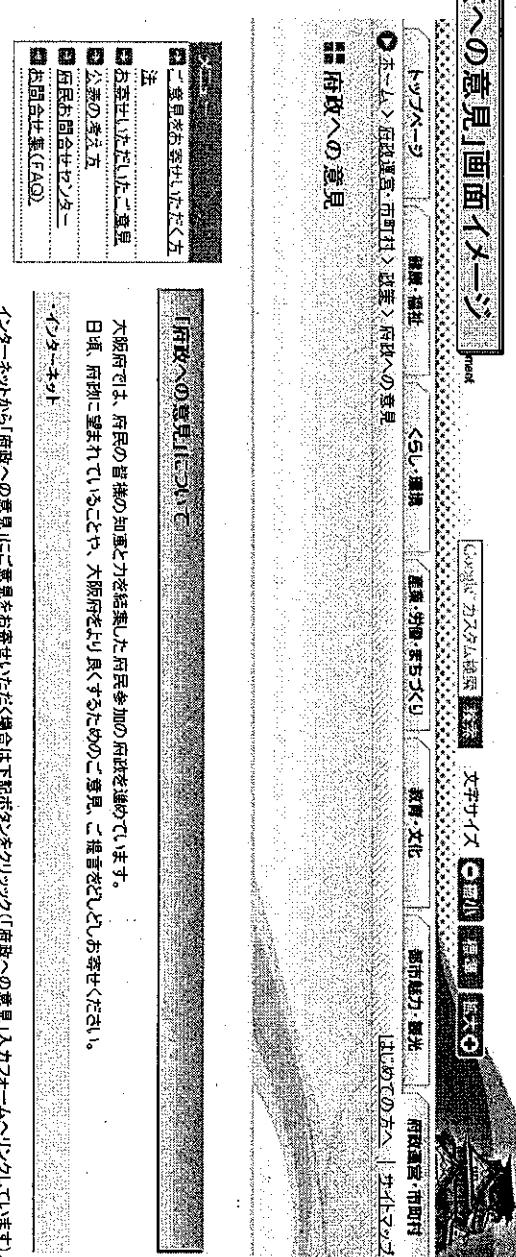
## 「府政への意見」入力フォームにテーマ別意見収集機能を追加する



【効果】

- これまでバラバラに寄せられていた意見が整理された状態で寄せられる
- ⇒ ◆迅速なテーマ別トレンドの整理が可能
- ◆事務の効率化が図れる
- ◆適宜テーマを設定

## 「府政への意見」画面イメージ



## 入力フォーム画面イメージ

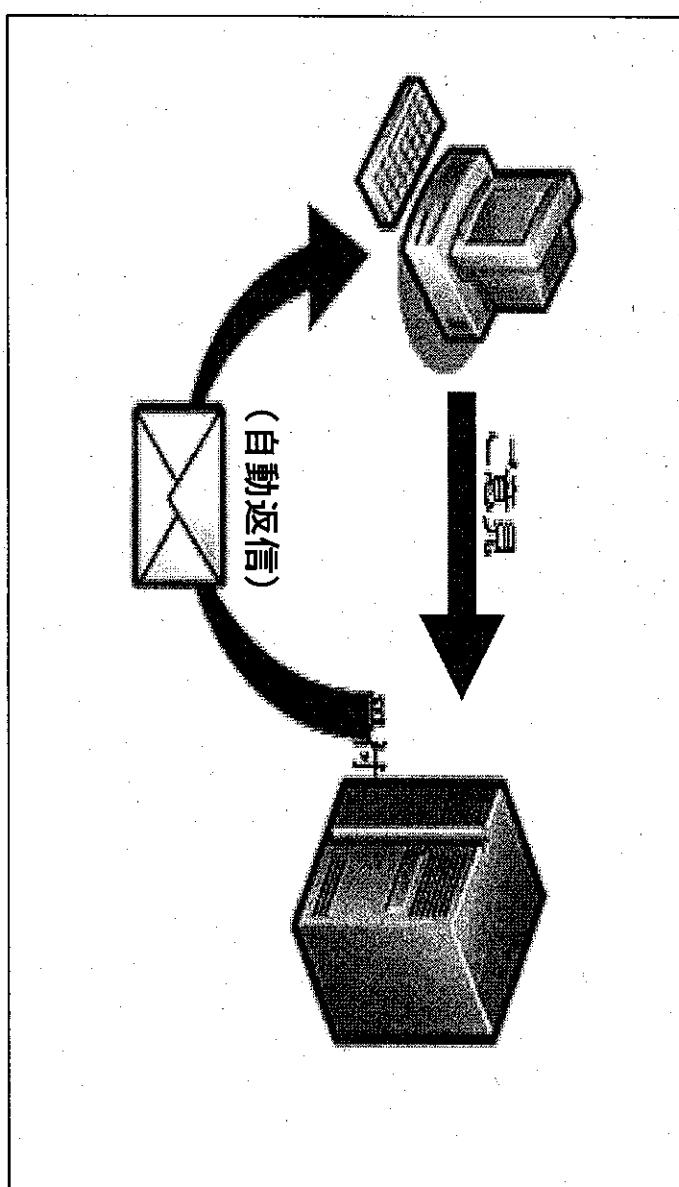
## (参考)

# 府民の声をお寄せいただいた方へのレスポンス（対応）の確保案について

## 案1 リターンメールの送信

- 電子申請システムを利用した申出者に対して、受付時直ちに、機械的に、リターンメールを送信する

- 電子申請システムの改修（費用945千円）が必要



### 【メール案文】

このたびは大阪府へご意見をお寄せいただきありがとうございます。

ご意見を受付けました。

お寄せいただいたご意見は、関係部署において施策の立案や業務の見直しの参考とさせていただきます。

なお、ご意見をお寄せいただいた皆様への個別の回答は、原則として行いませんので、ご了承ください。

寄せられた声を受けた府の検討状況等はホームページで公表しております。

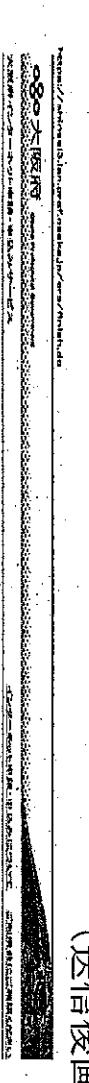
URLは下記のとおりです。

[http://www.pref.osaka.jp/fumin/fusei\\_iken/oyose.html](http://www.pref.osaka.jp/fumin/fusei_iken/oyose.html)

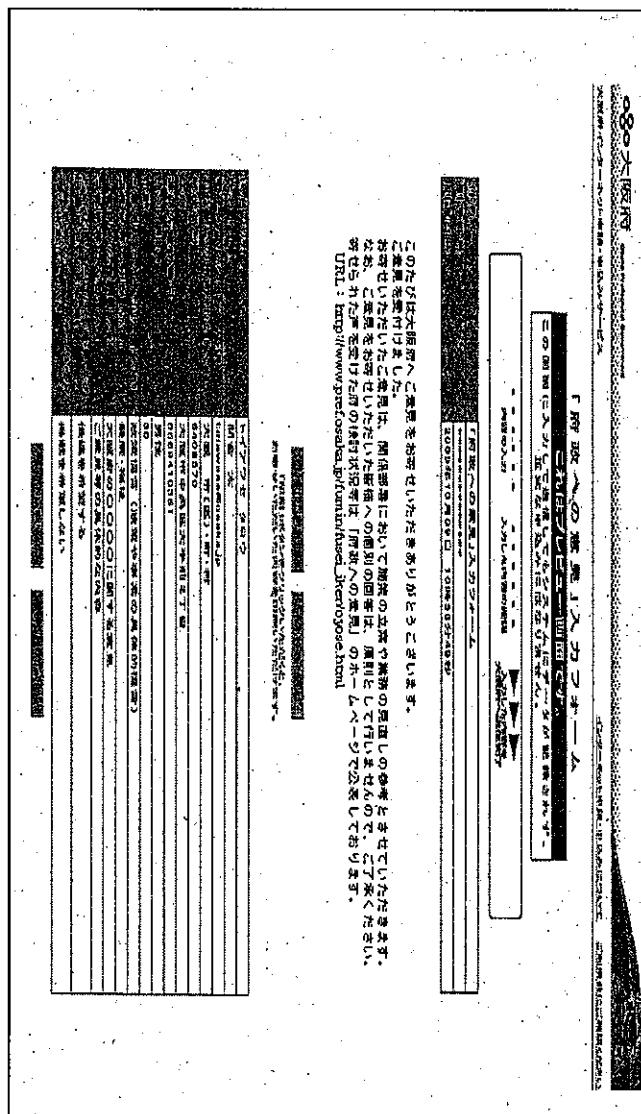
## 案2 「入力フォーム」送信後に画面表示

- 電子申請システムを利用した申出者に対して、送信後の表示画面上で、お札及び声の取扱いを表示する

- 電子申請システムの改修（費用約500千円（見積り中））が必要



(送信後画面)



### 【表示案文】

このたびは大阪府へご意見をお寄せいただきありがとうございます。

ご意見を受付けました。

お寄せいただいたご意見は、関係部署において施策の立案や業務の見直しの参考とさせていただきます。

なお、ご意見をお寄せいただいた皆様への個別の回答は、原則として行いませんので、ご了承ください。

寄せられた声を受けた府の検討状況等は「府政への意見」のホームページで公表しております。

URL : [http://www.pref.osaka.jp/fumin/fusei\\_iken/oyose.html](http://www.pref.osaka.jp/fumin/fusei_iken/oyose.html)